

「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」について

1. 健全な水循環系の構築に向けた取組

水循環系を考える際には、森林や農地、河川、水道、下水道など様々な分野を総合的に捉えることが必要ですので、これらに関する関係省庁が連携・協力した取組が重要です。

これまでの取組は以下の通り。

平成10年8月、次のような基本認識のもと、水に関する関係6省庁（環境庁、国土庁、厚生省、農林水産省、建設省（いずれも当時））の課長クラスで構成する会議を設置。

（基本認識）

- ・21世紀の持続可能な発展のためには、健全な水循環系の構築が重要な課題。
- ・具体的イメージ、実現方策等については、必ずしも十分に共通の認識が形成されているとは言えない状況。
- ・健全な水循環系に関する取組がより総合的な施策効果を発揮するためには、関係省庁連携した取組が必要。

健全な水循環系の定義、健全な水循環系構築のための基本的な施策の方向性、水循環系の問題点毎の主な要因と対応策のイメージを検討し、平成11年6月、「健全な水循環系構築に向けて（中間とりまとめ）」を発表。

平成12年度以降、水循環関連情報の共有を目的としたホームページの開設やモデル流域における調査を共同で実施している。

2. 「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」の構成員

厚生労働省 健康局 水道課長

農林水産省 農村振興局 計画部 土地改良企画課長

農林水産省 林野庁 森林整備部 治山課長

経済産業省 経済産業政策局 産業施設課長

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長

国土交通省 土地・水資源局 水資源部 水資源計画課長

国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 流域管理官

国土交通省 河川局 河川計画課長

環境省 環境管理局 水環境部 水環境管理課長